

転出届・転入届をお忘れなく

進学・就職・転勤などにより、引越しの多い季節になりました。
鏡野町から転出される方は転出日の前後14日以内に、転入される方は
転入した日から14日以内に、それぞれの手続きを行ってください。

こんなときは	届出	届出期間	手続きに必要なもの
他の市区町村から鏡野町に引越してきたとき	転入届	引越してから14日以内	転出証明書（前住所地の市区町村長発行のもの）、届出人の印鑑、国民年金手帳、国民健康保険証
鏡野町内で引越したとき	転居届	引越してから14日以内	届出人の印鑑、国民年金手帳、国民健康保険証、住民基本台帳カード（発行を受けている方のみ）
鏡野町から他の市区町村へ引越すとき	転出届	引越してから14日前から届出が可能	届出人の印鑑、国民健康保険証、印鑑登録手帳印鑑登録をしている方のみ、住民基本台帳カード（発行を受けている方のみ）
世帯主が変わったとき、世帯分離、世帯合併	世帯変更届	変更のあった日から14日以内	届出人の印鑑、国民健康保険証

・転出届をされますと転入先へ提出する「転出証明書」を発行します。この証明書を持って、新しい住所地の市区町村役場で転入手続きをしてください。
・右記の届出は、本人または世帯主が届け出るのが原則です。引越しをする人とは別の世帯の方が届け出る時は、本人または世帯主の委任状が必要です。
・窓口へ届出にいられた方の本人確認をさせていただきます。免許証・パスポート・住民基本台帳カード等、顔写真付きのものを持参ください。
・国民健康保険証・国民年金手帳は、加入されている方のみ必要になります。介護保険・後期高齢者医療保険・乳幼児医療・こども手当等に該当する方は、それぞれについて手続きが必要です。くわしくは本庁町民環境課及び各振興センター、または新住所地の市区町村へおたずねください。

お問い合わせ先

本庁 町民環境課 電話(0868)54-2684
奥津振興センター 電話(0868)52-2211
上斎原振興センター 電話(0868)44-2111
富振興センター 電話(0867)57-2111

鏡野町公の施設の 指定管理者募集のお知らせ

鏡野町では、左記の公の施設について、管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者の再募集を行います。施設の詳細につきましては、募集要項・仕様書を役場産業観光課で配布いたします。（鏡野町ホームページからダウンロードできます。）不明な点がございましたら、同課までお問合せください。

《募集要項等の配布期間》

平成23年2月1日(火)から

《配布場所及び申請書提出先》

鏡野町役場産業観光課又は各振興センター

※申請書の提出期限

平成23年2月21日(月)まで

記

1. 対象施設

施設名 奥津湖総合案内所
施設の内容 地域活性化・情報発信施設
施設の所在地 鏡野町河内60-8

2. 指定管理期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

《お問い合わせ先》

鏡野町産業観光課 電話(0868)54-2687

大釣温泉臨時休業のお知らせ

施設改修工事のため下記期間は臨時休業させていただきます。

大変ご迷惑をおかけいたしますがご了承願います。

なお、姫とうがらし関連商品（辛美人シリーズ）の販売につきましては大釣温泉までお問合せ下さい。

休業期間 平成23年 **2月1日(火)～3月31日(木)**

お問い合わせ先／大釣温泉

電話・FAX(0868)52-0700 E-mail: n.p.o@mto.ne.jp